

景観形成基準に対する措置状況説明書 地区限定基準（建築物等） 様式一覧

目 次

1 神田川景観基本軸基準.....	1
2 文化財庭園等景観形成特別地区基準.....	3
3 根津景観形成重点地区基準.....	5

※地区限定基準は、計画地の場所により、適用される基準が異なります。
計画地に適用される基準のページをご使用ください。

景観形成基準に対する措置状況説明書

1 神田川景観基本軸基準（建築物等）

◆景観形成基準（神田川景観基本軸基準）に対する措置状況 1 / 2

配置	1敷地が水域に接する場合は、水域側にオープンスペースを設けるなど、圧迫感を軽減するような配置とする。 【記載欄】
	2神田川にも建築物の顔を向けた配置とする。 【記載欄】
高さ ・ 規模	1高さは、周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。 【記載欄】
	2神田川沿いの歩道や橋梁などの周辺の主要な眺望点（道路・河川・公園など）からの見え方に配慮する。 【記載欄】
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	1形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、神田川沿いの歩道や橋梁などからの見え方に配慮し、水辺の自然環境や周辺建築物と調和を図る。 【記載欄】
	2外壁は、神田川に面して長大で平滑な壁面を避け、圧迫感の軽減を図るとともに、できる限り開口部を多くするなど、神田川からの見え方に配慮した形態・意匠とするよう工夫する。 【記載欄】
	3外壁及び屋根の色彩は、「色彩に関する景観配慮事項」及び別表3の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 【記載欄】
	4建築物に付帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などは、特に神田川に面して露出しないよう建築物と一体的に計画するなど、周辺に配慮した工夫を図る。 【記載欄】
	5屋根・屋上に室外機や配管設備、ダクト類、排気塔、給水塔などがある場合は、特に神田川に面して露出しないよう建築物と一体的に計画するなど、周辺に配慮した工夫を図る。 【記載欄】

◆景観形成基準（神田川景観基本軸基準）に対する措置状況（つづき） 2/2

公開空地 ・ 外構等	1]オープンスペースを設ける場合は、隣接するオープンスペースと連続性を持たせる。 【記載欄】
	2]神田川に面して緑を設けるなど、潤いのある河川景観に配慮する。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。 【記載欄】
	3]緑化に当たっては、川辺の環境に適した樹種を選定し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 【記載欄】
	4]塀や柵は、できる限り生け垣とする。 【記載欄】
	5]夜間の景観を落ち着きあるものにするため、過度な照明を神田川に向けないようにする。 【記載欄】

景観形成基準に対する措置状況説明書

2 文化財庭園等景観形成特別地区基準（建築物等）

◆景観形成基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準）に対する措置状況 1 / 2

配置	1 隣棟間隔を十分確保し、庭園からの眺望の開放感を阻害しないようにする。また、周辺の景観に配慮した配置とする。 【記載欄】
	2 敷地内に庭園の築造と関係のある歴史的に重要な遺構や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした建築物の配置とする。 【記載欄】
高さ ・ 規模	1 庭園内部の主要な眺望点*からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮する。 【記載欄】
	2 庭園外周部と隣接している敷地においては、庭園外周部の樹木の高さを著しく超えることのないよう計画する。 【記載欄】
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	1 外壁及び屋根の色彩は、「色彩に関する景観配慮事項」及び別表4の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 【記載欄】
	2 建築物全体及び周辺の建築物等との形態のバランスを検討し、特に庭園景観の背景としてふさわしい落ち着いた意匠とする。 【記載欄】
	3 長大な壁面を生じさせないようにし、壁面の分節化など、庭園からの眺望に対して、圧迫感を感じさせないようにする。 【記載欄】
	4 建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体と調和を図り、庭園からの眺望を阻害しないものとする。 【記載欄】
	5 建築物の外装材は、反射素材などの庭園からの眺望を阻害する素材の使用は避ける。 【記載欄】

* 各庭園の主要な眺望点は、景観計画概要版 p.31・32 を参照のこと。

◆景観形成基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準）に対する措置状況（つづき） 2/2

形態 ・ 意匠 ・ 色彩	6]屋根・屋上に設備がある場合、庭園側に露出させないようにする。 【記載欄】
	7]バルコニーや設備などは、建築物本体との調和を図る。 【記載欄】
	8]窓面の内側から広告物等を庭園に向けて表示しない。 【記載欄】
	9]屋根・屋上は、突出した形状を避け、庭園外周部の樹木のスカイラインと調和したものとする。 【記載欄】
公開空地 ・ 外構等	1]夜間の景観を検討し、過度な照明を庭園側に向けない。 【記載欄】
	2]敷地外周部は緑化を図り、庭園の緑との連続性を確保し、潤いのある空間を創出する。 【記載欄】
	3]緑化に当たっては、庭園樹種と同一性のある樹種を選定する。 【記載欄】
	4]対象行為により、庭園内の重要な樹木及び湧水等に悪影響を及ぼさないようにする。 【記載欄】
	5]屋上緑化や壁面緑化を行い、都市における緑の創出に積極的に貢献する。 【記載欄】

景観形成基準に対する措置状況説明書

3 根津景観形成重点地区基準（建築物等）

◆景観形成基準（根津景観形成重点地区基準）に対する措置状況 1 / 1

形態 ・ 意匠 ・ 色彩	1 根津の風情あるまち並みに調和するよう、木の素材感を意識した建材や格子、庇、引き戸などのデザイン要素を効果的に取り入れるなど、意匠等を工夫する。 【記載欄】
公開空地・外構等	1 設備機器・駐車場などの目隠しや塀等に木の素材感を意識した素材や格子などを用いたり、床等の仕上げに石材等の自然素材を用いたりするなど、外構計画は、根津の風情あるまち並みに調和するよう十分配慮する。 【記載欄】 2 道路に面する部分に施す植栽は、根津のまち並みの特徴（周辺の家々の軒先に飾られている鉢植えやプランター、彩り豊かな花木、四季の移り変わりが感じられる路地の緑など）を十分踏まえ、周辺と一体感を図るよう配慮する。 【記載欄】